

執筆者紹介

石崎 学 いしざき まなぶ 龍谷大学教授 * 第1章・第3章・第5章～第8章・第15章・第20章～第22章・第24章
病気に罹っただけで、閉じ込められ、差別され、人生がメチャクチャになってしまう（第3章）。そのようなことがあってはならないと考えるのが人権理論です。

押久保倫夫 おしく ぼんお 東海大学教授 * 第2章
「人権」なんて、自分とは関係ないと思っているあなた。その真髄しんけいを知れば（第2章）、人生が変わるかもしれませんよ。

齋藤笑美子 さいとう えみこ 在ストラスブール総領事館専門調査員 第4章・第9章
あたりまえのように自分が恩恵に浴している制度も、実は大した根拠のない特権かも（第9章）?! 「誰が日本人なのか」ということはど「あたりまえでない」ことはありません（第4章）。本文は外務省の見解とは関係ありません！

榎澤 幸広 えのさわ ゆきひろ 名古屋学院大学専任講師 第10章・第12章・第14章
日本には様々な文化や言語を持つ人々が生活しているし、憲法はそのような多様な人々の存在を前提にしています。ここは日本だから日本語を使えなんて言わないで下さい（第12章）。まずお互いの存在を確認してみてくださいでしょう？

石川裕一郎 いしかわゆういちろう 聖学院大学准教授 第11章・第17章
憲法を学ぶうえで必要なのは「想像力」です。もしあなたが刑事事件の被疑者や被告人（第11章）になったことはなく、皇族（第17章）ではないとしても、想像力を働かせながら本書の頁を繰ってみてください。

笹沼 弘志 ささぬま ひろし 静岡大学教授 * 第13章
健康で文化的な最低限度の生活とは、自分のことを自分で決め、言いたいことを言う最低限の条件です。嫌なことを嫌と言うためのセーフティネットは貧困な人のみのもではありません（第13章）。

村山 史世 むらやま しみよ 麻布大学専任講師 第16章・第18章
人権について知るだけでなく、人権を尊重しながら生活し、他者の人権侵害の痛みを感じられるようになるためのガイドになればと願っています（第16章）。

まつむら よしあき まつむら よしあき 千葉大学非常勤講師 第19章
大切なのは、自分なりの答えを探して考えることです。ある理屈（全国民の代表）を立てれば他の理屈（民族の意思の反映）が立たない。そういうときは第三の理屈（多文化主義／ポジティブ・アクション／討議デモクラシー）を考えてみるのもよいでしょう（第19章）。

み やけゆういちろう み やけゆういちろう 三重短期大学准教授 第23章
「憲法改正」のためのハードルはなぜ高く設定されているのか（第23章）？ そのような角度から考えていくと、そもそも憲法とはなににかなにを守るために存在している法規範なのか、ということがより理解し易くなるかもしれません。

（*は編者、執筆順）